

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、会社C営業所において、検針、集金、入居説明などの業務に従事していた。
- 2 請求人は、〇年〇月〇日、D医療機関を受診し、「不安緊張状態」と診断され、同年〇月〇日、E医療機関を受診し、「パニック障害」と診断され、同月〇日には、F医療機関を受診し、「適応障害、パニック障害」と診断された。請求人によると、会社C営業所〇〇によるパワーハラスマント（以下「パワハラ」という。）等により、過換気発作、吐き気などの症状が出現するようになったという。
- 3 本件は、請求人が精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして、〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間、同月〇日から〇年〇月〇日までの期間及び同月〇日から〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付の請求をそれぞれしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が本件処分の審査請求について、併合して審理する必要があると認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和41年法第126号）第14条の2の規定により、これらを併合して審理し、〇年〇月〇日付けで棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 爭 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病時期と病名については、決定書理由に説示するとおり、請求人は、〇年〇月〇日、ICD-10診断ガイドラインの「F41.0パニック障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりであり、当審査会としても、これを妥当なものと判断する。

(3) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月の間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、Gが請求人の上司となって以来、Gから、朝礼の席で、「査定を下げる、給料を下げる、通うことが困難な遠隔地の営業所に異動させて退職に追い込む。」などの発言を受けるなど、パワハラを受けていたことを主張しているので、以下、検討する。

ア この点、Gは、要旨、「私は、危機感をもって仕事をしてほしいという思いから、きちんと仕事をしなければ査定を下げると言った。逆に、きちんと仕事をすれば査定を上げる、とも言った。給料を下げると言ったことは記憶はない。通うことが困難な遠隔地の営業所に異動させると言ったことはあるが、これも危機感を持って仕事をしてほしいという思いからで、實際にはしていない。私は、請求人に、所定労働時間外に業務を依頼した認識はない。

業務を依頼したとしても、それは所定労働時間内でやってほしいものであった。早く帰る気になれば帰れたと思う。」と述べているが、一方で、Hは、請求人が、Gから、「帰り際に、パソコンで資料を作成するよう指示されて困惑させられたりするなどのパワハラを受けていた。」と述べているものの、Iは、要旨、「私もパソコンで資料を作成して欲しいと頼んでいた。請求人から作業について大変とか不満とは聞いていない。Gから朝礼でみんなの前で、給料やボーナスについての発言があったものの、給料やボーナスに響くことはなかった。注意や指導を受けていたのは、請求人だけではなく所員全員が受けていた。」と述べている。

イ この出来事を認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「II」）に当てはめて検討すると、会社関係者の申述からは、請求人がGから業務指導に係る強い指導・叱責を受けたり、業務をめぐる方針等において、周囲に客観的に認識されるような対立が生じた事情も認められないことから、当該出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」が妥当と判断する。

(4) なお、請求人は、長時間労働も発病原因である旨の主張をしているので、以下、検討する。

請求人の労働時間については、審査官の作成した労働時間集計表は、請求人の主張を最大限取り入れて、請求人の手帳に記載された毎日の始業時刻及び終業時刻を基礎に、休憩時間は会社所定の1時間30分から午後3時からの30分の休憩時間を減じ1時間として、算定している。これは、休憩時間について、H及び請求人が、監督署長の聴取並びに別件裁判の陳述書、証人尋問及び本人尋問において、要旨、「午後3時からの30分の休憩時間は存在すら知らなかった。」と述べていることなどを考慮すると、当審査会としても、審査官の作成した労働時間集計表が妥当と認める。

認定基準においては、具体的出来事の心理的負荷の強度が「弱」の場合であって、出来事の前及び後にそれぞれ恒常的な長時間労働が認められる場合には、総合評価を「強」とすることとされているが、同集計表のとおり、恒常的な長時間労働（月100時間程度となる時間外労働）は認められない。

- (5) 以上のとおり、評価期間内における業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「弱」となる出来事が1つであるから、その心理的負荷の全体評価は「弱」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。
- (6) なお、請求人は、○年○月○日に本件疾病を発病後も通院しながら業務は行っていたが、○年○月に体調が悪化して休業するに至ったと述べているが、「特別な出来事」に該当する出来事はなく、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したとする証拠も認められることから、請求人の主張は採用できない。
- (7) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。